

■間もなく車検を受ける車の軽自動車税を口座振替されている方へお願い■

間もなく車検を受ける車の軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、毎年6月20日頃となります。車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成23年5月31日から6月20日頃の場合、平成22年度車検用納税証明書（証明書の有効期限平成23年5月30日）で5月30日までに車検の継続申請をしてください。なお、平成23年度車検用納税証明書（証明書の有効期限平成24年5月30日）は、金融機関からの収納処理が確認され次第、各庁舎市民課窓口にて申請により無料で発行することができます。

■軽自動車税の減免申請について■

◎減免対象軽自動車

- ・身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
 - ・身体障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車
 - ・構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車
- ※軽自動車の減免申請は、昨年度以前減免を受けた方でも毎年申請することが必要となります。
※普通自動車も所有している方で減免を受けている場合は、軽自動車でも減免することはできません。

◎持参していただく物

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、運転する人の免許証、車検証のコピー、平成23年度軽自動車税納税通知書、印鑑

◎申請期間 5月16日(月)～24日(火)(土・日・祝日を除く)

◎申請場所 下野市役所 国分寺庁舎1階 税務課
※申請書は、税務課に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

■平成23年度軽自動車税納税通知書について■

- ◎平成23年度軽自動車税の納税通知書は5月中旬に発送します。
- ◎平成23年度軽自動車税の納期限は、5月31日(火)です。
- ◎口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。
- ◎コンビニエンスストアでも納付できます。(ただし、納期限内に限ります。)

平成23年度 **納税ごよみ**

	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
納付期限	5/31	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	12/26	1/31	2/29
市県民税(普通徴収)		1期前納		2期		3期		4期		
固定資産税 都市計画税	1期前納		2期				3期		4期	
軽自動車税	1期									
国民健康保険税(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

*この納期限以外に随時分として特別に納期限を定めることがあります。

市税等の納付は口座振替が便利です

納期を忘れて、納めるのに金融機関に向いたりする必要がないので、忙しい人・不在がちの人には大変便利です。

下記取扱い金融機関窓口でお申し込みください。
●足利銀行 ●栃木銀行 ●ゆうちょ銀行・郵便局
●宇都宮農業協同組合 ●小山農業協同組合
●足利小山信用金庫 ●三井住友銀行(介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く)

*コンビニエンスストアでも納付することができます。

納付書(バーコード付)で納付していただけます。ただしコンビニ利用期限を過ぎた納付書は使用できません。

問い合わせ先

税務課収納グループ ☎40-5554